

規制の事前評価書

法令案の名称：環境影響評価法の一部を改正する法律案

規制の名称：方法書の作成前の手続の見直し

規制の区分：☐新設 ☐拡充 ☒緩和 ☐廃止

担当部局：環境省大臣官房環境影響評価課

評価実施時期：令和 7 年 3 月

1 規制の必要性・有効性

【緩和・廃止】

<法令案の要旨>

- ・ 工作物の新設又は増改築の事業であって現に存在する工作物の撤去及び当該工作物と類似の工作物の新設を目的とするものについて、環境影響評価方法書の作成前の手続の見直しをする。

<規制を緩和・廃止する背景、発生している課題とその原因>

- ・ 近年、既存の工作物の建替えを行う環境影響評価法の対象事業が増加している。
現行制度においては、建替えの事業について、新設・改築の事業に適用される環境影響評価手続との区別は設けられておらず、その手続については新設事業と同様、長期の時間を要しているが、これらの建替えの事業には、共通して、既存の工作物を撤去した上で、同一施設内又は近接地域に同種の工作物を新設するものであるものや、事業実施区域や事業の規模について既存のものから大きな変更がないものであるといった特徴があることから、既存の工作物による環境影響に関する調査結果等を踏まえること等によって、適正な環境配慮を維持しつつ、より簡易な手続を実施することを可能とすることが適当かつ必要である。

<必要となる規制緩和・廃止の内容>

- ・ 既存の工作物を除却し、又はその使用を廃止し、同種の工作物を同一又は近接した区域に新設する事業については、計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）の記載事項のうち、事業実施想定区域の選定のための調査・予測・評価に係る事項に代えて、既存事業による環境影響に関する調査結果を踏まえた「環境の保全のための配慮の内容」を記載することで良いこととする。

2 規制の妥当性（その他の手段との比較検証）

※緩和・廃止のみの場合は、本欄の記載は不要。

3 効果（課題の解消・予防）の把握

【緩和・廃止】

- ・ 本改正によって、一部の事業について、配慮書の記載事項のうち、「周囲の概況」と「調査、予測及び評価の結果」の記載が不要となるため、当該記載のために要していた調査費用、調査期間等が軽減又は短縮されることが見込まれる。（事後評価時まで、改正前後で配慮書 1 件あたりに要する調査期間等にどの程度の変化があったかを把握することを想定している。）

4 負担の把握

【緩和・廃止】

＜規制緩和・廃止により顕在化する負担＞

- ・ 本改正事項は配慮書の記載事項を一部簡略化するものである。具体的には、現行の配慮書では事業実施想定区域の選定等のための「周囲の概況」及び「調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの」の記載を求めており、既存文献等の調査、数理モデル等による予測による事業者の負担があるところ、改正後の記載事項である「環境の保全のための配慮の内容」は、既存工作物の運用期間中に得られた環境調査の結果等を基に、これらの調査や予測を一部緩和することを念頭に置くものであり、従来求められていた記載事項よりも簡易な方法で記載できることが見込まれる。このため、本改正により負担が軽減されることが見込まれるといえる。

＜行政費用＞

- ・ 本改正により配慮書の記載事項が一部不要となり、また、新たな記載事項も従来のものと比して記載量が減少するため、現行制度における配慮書よりも配慮書全体の記載量が少なくなることから、審査事務における行政費用は減少すると見込まれる。（事後評価時まで、改正前後で審査事務に要する人件費等にどの程度の変化があったかを把握することを想定している。）

＜その他の負担＞

- ・ なし

5 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

☒意見聴取した ☐意見聴取しなかった

（意見聴取しなかった理由）

＜主な意見内容と今後調整を要する論点＞

- ・ 改正内容に対して特段の反対意見はなかった。

＜関連する会合の名称、開催日＞

- ・ 名称：中央環境審議会総合政策部会環境影響評価制度小委員会・風力発電に係る環境影響評価制度の在り方に関する小委員会合同会議
- ・ 開催日：第8回中央環境審議会総合政策部会環境影響評価制度小委員会・第4回風力発電に係る環境影響評価制度の在り方に関する小委員会合同会議（令和6年11月1日）
：第9回中央環境審議会総合政策部会環境影響評価制度小委員会・第5回風力発電に係る環境影響評価制度の在り方に関する小委員会合同会議（令和6年11月6日）
：第6回風力発電に係る環境影響評価制度の在り方に関する小委員会合同会議（令和6年11月18日）
：第10回中央環境審議会総合政策部会環境影響評価制度小委員会（令和6年11月21日）
：第11回中央環境審議会総合政策部会環境影響評価制度小委員会・第7回風力発電に係る環境影響評価制度の在り方に関する小委員会合同会議（令和6年12月12日）
：第12回中央環境審議会総合政策部会環境影響評価制度小委員会・第8回風力発電に係る環境影響評価制度の在り方に関する小委員会合同会議（令和7年2月3日）

＜関連する会合の議事録の公表＞

- ・ 環境省 HP において議事概要を公開している。なお、同 HP において議事次第や資料についても公表してい

る他、検討会の様子はインターネットで配信した。

＜中央環境審議会総合政策部会環境影響評価制度小委員会・風力発電に係る環境影響評価制度の在り方に関する小委員会合同会議＞

<https://www.env.go.jp/council/02policy/yoshi02-12.html>

＜第6回風力発電に係る環境影響評価制度の在り方に関する小委員会合同会議＞

https://www.env.go.jp/council/02policy/post_83_00008.html

6 事後評価の実施時期

【新設・拡充、緩和・廃止】

＜見直し条項がある法令案＞

- ・ 本法案附則第4条の規定に基づき、本法案の施行後 10 年を経過した場合に事後評価を実施することとする。